

公益社団法人 大阪府臨床検査技師会

組織運営規程

平成 25 年 9 月 2 日制定
平成 28 年 7 月 14 日一部改訂
平成 29 年 6 月 8 日一部改訂
平成 29 年 7 月 13 日一部改訂
平成 30 年 3 月 8 日一部改訂
平成 30 年 4 月 1 日一部改訂

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 公益社団法人大阪府臨床検査技師会（以下「会」という）の組織及び運営は、定款に基づきこの規程で補足する。

第 2 章 公印

(公印)

第 2 条 この会の公印は 2 個とする。

- 2 公印の規格は、直径 18 mm 円形型および一辺 21 mm 正方形とする。
- 3 公印は事務局長が管理し、事務所の保管庫に管守するものとする。
- 4 公印は会長の決裁を受けなければ押印することはできない。

第 3 章 会員

(会員の資格)

第 3 条 この会の正会員は、原則として大阪府内の施設に勤務するか、もしくは大阪府を現住所とする。

- 2 この会以外の都道府県臨床（衛生）検査技師会に所属する者が、この会へ重複して入会を希望した場合、この会の正会員となることができる。
- 3 第 1 項に該当しなくなった正会員のうち、20 年以上本会に所属した正会員においては、引き続き所属できるものとする。
- 4 上記規定に該当しないものは、理由書を提出して理事会において審議し決定する。

(会員証)

第 4 条 会員証は、当該年度の会費を納入した正会員に発行する。

- 2 会員証は他人に譲渡または貸与することはできない。
- 3 有効期限の切れた会員証では、会員としての特典を受けることはできない。

第4章 役員

(役員を選任)

第5条 この会の役員を選任に関して必要な事項は、定款に定めるもののほか、別に定める役員候補者選出規程による。

第5章 総会

(総会の運営)

第6条 この会の総会の運営に関して必要な事項は、定款に定めるもののほか、別に定める総会運営規程による。

第6章 地区

(地区の区分と運営)

第7条 この会は、活動を円滑に実施するため、北地区、中央地区および南地区の3つの地区に区分する。

2 地区の運営については、別に定める地区運営規程による。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第8条 この会の組織運営のため、理事会の議決により次の委員会を設置する。

(1) 役員候補者選出委員会

(2) 専門委員会

2 前項の委員会のほか、この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の議決により、新たな委員会を設置することができる。

(役員候補者選出委員会)

第9条 役員候補者選出委員会は、定款第21条の役員候補者の選出にあたり、総会に報告する。

2 任務、構成および運営については、別に定める役員候補者選出規程による。

(専門委員会)

第10条 専門委員会は、会長の諮問事項を調査し、この結果を答申する。

2 任期、任務、構成および委員の定数は理事会で定める。

3 委員長は委員の互選による。

4 特定の任務においては、理事会の要請に基づき、一定の期間事業を行うことができる。

第8章 局部と運営

(局部)

第11条 この会に次の局をおき、局にはそれぞれ定める部をおき、部には専門部会を置くことができる。

事務局 総務・庶務部

広報編集部

財務局 会計部

事業局 学術部

組織部

渉外部

精度管理部

(各部の委員)

第12条 会長は、会務運営上特に必要と認めるときは、各部に常任委員を置くことができる。

(総務・庶務部)

第13条 総務・庶務部においては、次の事務を掌る。

- (1) 定款、諸規定及び細則に関する事
- (2) 公印の保管に関する事
- (3) 総会の開催に関する事
- (4) 会務の報告に関する事
- (5) 文書の接受発送及び保管に関する事
- (6) 会議の開催ならびに議事録に関する事
- (7) 会員管理システムに関する事
- (8) 会員証に関する事
- (9) 表彰に関する事
- (10) 教育施設に関する事
- (11) 大臨技登録学生に関する事
- (12) 職員人事に関する事
- (13) 事務所の管理に関する事
- (14) 式典・新年互礼会に関する事
- (15) その他庶務に関する事

(広報編集部)

第14条 広報編集部においては、次の事務を掌る。

- (1) 会報及び大臨技ニュースの編集、発行に関する事
- (2) ホームページに関する事
- (3) 会員名簿に関する事
- (4) その他広報に関する事

(会計部)

第15条 会計部においては、次の事務を掌る。

- (1) 会計簿の作成及び保持に関する事
- (2) 現金の保管出納に関する事

- (3) 財政の確立に関する事
- (4) 年度予算の編成に関する事
- (5) 計算書類、財産目録等の作成に関する事
- (6) 毎月の経理状況の報告に関する事
- (7) 物品に関する事
- (8) 会務執行に必要な借入金に関する事
- (9) 補正予算に関する事
- (10) その他会計に関する事

(学術部)

第16条 学術部においては、次の事務を掌る。

- (1) 部門別専門部会に関する事 (別表1)
- (2) 学術研究調査に関する事
- (3) 学術研修に関する事
- (4) 学術他団体との交流に関する事
- (5) 学会開催に関する事
- (6) その他学術に関する事

(組織部)

第17条 組織部においては、北地区、中央地区および南地区に地区部会をチーム医療部門に専門部会をおき次の事務を掌る。(別表2)

- (1) 組織強化に関する事
- (2) 教育施設及び学生に関する事
- (3) 生涯教育に関する事
- (4) 調査に関する事
- (5) 地域の会員相互の親睦及び福利厚生に関する事
- (6) 地域の学術活動及び職能活動に関する事
- (7) 地域の医療貢献に関する事
- (8) チーム医療に関する事
- (9) 日臨技関連事業に関する事
- (10) その他組織に関する事

(渉外部)

第18条 渉外部においては、次の事務を掌る。

- (1) 関連団体との連携に関する事
- (2) 公開講座等の開催に関する事
- (3) 地域保健事業に関する事
- (4) 予防啓発活動に関する事
- (5) その他渉外に関する事

(精度管理部)

第19条 精度管理部においては、次の事務を掌る。

- (1) 検査データの標準化・共有化に関する事
- (2) 精度管理に関する研究及び指導に関する事

- (3) 精度管理調査に関すること
- (4) その他精度管理に関すること

(局長)

第20条 局長は、主管する局を統括する。

2 局長は、会長が任命する。

(部長)

第21条 各部に部長をおき担当部を主管する。

2 部長は、会長が任命する。

第9章 入会金および会費

(入会金および会費)

第22条 この会の入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金は、初回時のみ2,000円とする
- (2) 定款第7条による会費は、正会員は年額5,000円とする
- (3) 賛助会員の会費は、年間一口50,000円とする
- (4) 名誉会員の会費は、理事会の定めによる

第23条 会員の会費納入は、公益社団法人大阪府臨床検査技師会へ納入する

2 継続会員の会費は、毎年前納しなければならない。

附 則

(規程の変更)

1 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(規程の施行)

2 この規程は、公益法人の設立の登記を行なった日から施行する。

別表1

(学術検査部門)

- I 免疫化学検査部門
- II 生理検査部門
- III 病理細胞検査部門
- IV 一般検査部門
- V 血液検査部門
- VI 微生物検査部門
- VII 輸血検査部門
- VIII 検体管理システム部門
- IX 緊急検査部門
- X 遺伝子検査部門

別表 2

(チーム医療部門)

- I 糖尿病療養指導部会
- II NST・褥瘡部会
- III ICT 部会
- IV 内視鏡検査部会